

おぐにスポーツクラブ「Y u i 結」規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、おぐにスポーツクラブ「Y u i」(以下「クラブ」という)と称する。

(事 務 所)

第2条 本クラブの事務所を、小国町大字岩井沢 683-1 小国町民総合体育館内に置く。

(目 的)

第3条 クラブは、町民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽に楽しく、スポーツや運動に親しむことのできる環境を整備し、健康の保持増進を目指すとともに、本町のスポーツの一層の振興と普及を図り、会員相互の親睦を深めながら、豊かで活力のある地域社会の確立に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 定期的な日常スポーツ・文化活動の実施
- (2) 会員の健康・体力の増進を目指した教室等の開催
- (3) 競技力向上を目指すスクールの開催
- (4) 多様な種目を楽しめるサークル等の支援
- (5) 会員の親睦を図るための交流事業の開催
- (6) 地域住民のスポーツ活動に関する支援
- (7) スポーツ等の各種大会の開催
- (8) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者及び団体。
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者及び団体。

(会員の資格の喪失等)

第6条 会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

- 2 会員が脱退しようとする場合には、書面をもって会長に届け出るものとする。
- 3 会員の資格は、他に譲渡できない。

(除 名)

第7条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法令またはクラブ規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名誉を著しく毀損し、またはクラブの目的に反する行為をしたとき。

(入会手続き)

第8条 クラブに入会しようとする者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

2 クラブに入会しようとする者は、別に定める年会費を納入しなければならない。なお、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 組織

(役員)

第9条 クラブに次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) クラブマネジャー | 若干名 |
| (4) アシスタントマネジャー | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 15名以内 |
| (6) 評議委員 | 30名程度 |
| (7) 監事 | 2名 |
| (8) 事務局長 | 1名 |
| (9) 事務局員 | 若干名 |

2 クラブに顧問をおくことができる。

(役員を選任及び任期)

第10条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

2 クラブマネジャー、アシスタントマネジャーは会長が会員の中から任命し、総会において承認を得る。

3 役員は、18歳以上の会員で構成し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

4 運営委員及び評議委員は、会員の中から会長が任命する。

5 事務局長、事務局員は会長が任命する。

6 運営委員長は運営委員会で互選する。

7 クラブの役員に欠員が生じた場合は、総会において選任あるいは承認を得る。

8 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長はクラブを代表し統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) クラブマネジャーは、運営全般に関わる職務を管理する。
- (4) アシスタントマネジャーは、クラブマネジャーを補佐する。
- (5) 運営委員は、運営委員会を構成する。

(6) 評議委員は会員・教室等を代表し、総会を構成する。

(7) 事務局長は、事務局を統括する。

(8) 監事は、会計を監査する。

第4章 会 議

(総 会)

第12条 総会は、クラブの最高議決機関とし、評議委員、運営委員、クラブマネージャー、事務局をもって構成する。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 表決権を行使できる会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

5 総会は、会長が招集する。

6 総会の議長は、出席した会員のうちから選出する。

7 総会は、次に掲げる事項については審議、議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画及び予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任および解任

(5) その他、クラブ運営に関する重要な事項

(総会の成立及び議決)

第13条 総会は、構成員の半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 委任状により、他の出席者を代理人とするものは出席とみなす。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、次に掲げる事項について協議し処理する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項の原案作成に関すること。

(3) 各担当への付託事項並びに委任事項に関すること。

(4) クラブの運営体制に関すること。

(5) クラブ運営上、緊急に議決する必要がある事項に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

2 運営委員会の議長は、委員長があたる。

3 運営委員会は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(事 務 局)

第15条 担当は、会長が委嘱した担当員をもって構成する。

2 担当事務の職掌は次のとおりとする。

- (1) 総務担当・・・総務、渉外、会計全般、収入計画
- (2) 事業担当・・・企画立案、日程会場調整、技術指導、安全管理対策
- (3) 広報担当・・・広報、情報収集及び分析、宣伝

3 各担当は担当主任1名、担当副主任1名、担当員若干名をもって構成する。

4 事務局は、それぞれの所管事項に関し、具体的な事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。

5 事務局長は、次に掲げる事項について先決することができる。

- (1) 文書の受理、整理、保管、発送、報告等に関する事。
- (2) 金銭出納に関する事。
- (3) 物品の購入、支払い、管理に関する事。
- (4) その他簡易な事務。

第5章 会 計

(会 計)

第16条 クラブの会計は次のものをもって支弁する。

- (1) 年会費
- (2) 事業による参加費及び収入
- (3) 国、地方公共団体、財団等からの補助金
- (4) 寄付金及び協賛金
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第17条 クラブ財産の管理は、事務局が行なう。

(会計年度)

第18条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第19条 会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ指導者等に対し一切の責任賠償を請求しないものとする。

2 使用施設及び設備等を破損させ損害を与えた場合は、原則として自己の責任において弁償等の措置をとるものとする。ただし、適正な範囲の使用において生じた損害については、その都度協議して対応するものとする。

(保険の加入)

第20条 会員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。クラブは、その活動中の障害に対し、ス

ポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、未加入者の事故に関しては一切の責任を負わない。

第7章 細則

(細 則)

第21条 本規定に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

(附 則)

この規定は平成22年2月21日から施行する。